

# 千葉県建築審査会傍聴要領 (案)

令和 6 年 月 日

千葉県建築審査会承認

(趣旨)

第 1 条 この要領は、千葉県建築審査会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第 2 条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の決定等)

第 3 条 一般席の定員は、原則として 10 人以内とし、会議の都度、会長が会場の収容人員等を考慮して定める。

2 傍聴希望者は、会議開催の 6 日前（土・日・祝日を除く）までに、住所、氏名及び電話番号を記載した書面等により事務局まで申込みを行うものとする。なお、点字資料、手話通訳、要約筆記、車いす等の配慮を必要とする者は、同日前（土・日・祝日を除く）までに、事務局まで申出を行うものとする。

3 前項の規定に基づく傍聴希望者の数が定員に満たない場合は、傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は、抽選により傍聴人を決定する。

4 前項の規定により決定した傍聴人が定員に満たない場合は、会議開催当日にも申込みを受け付けるものとし、傍聴希望者は、受付において住所、氏名等必要事項を傍聴人受付簿に記入するものとする。受付は、開会の 30 分前から行い、15 分前に締め切るものとする。

5 前項の規定に基づく傍聴希望者の数が定員に満たない場合は、傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は、抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴手続)

第 4 条 会議を傍聴しようとする者は、会議開始前に、受付において住所、氏名等必要事項を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 傍聴人は、会議の開始前までに会場へ入室し、所定の位置に着席していなければならないものとし、会議が開始された後は、会場に入室することができない。

ただし、会長が認める場合はこの限りではない。

(傍聴人の入室制限)

第 5 条 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (3) プラカード、のぼり、旗、笛その他会議会場に持ち込むことが不相当と認められる物品を携帯している者
- (4) はちまき、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケン等を着用又は携帯している者
- (5) その他会議の円滑な運営を妨げるおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、静粛を旨とし、会長及び事務局の職員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(秩序の維持)

第7条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

- 2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(報道対応)

第8条 会長は、報道関係者に対し、会議が開始される前の指定された時間内に限り、会場内における写真等の撮影を認めることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、傍聴人等が撮影されることを望まない明確な意思表示をした場合には、会長は撮影を制限し、又は拒否することができる。

(実施細目)

第9条 この要領に定めのない事項は、会長が審査会に諮って定める。

附則 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和6年7月26日から施行する。

## 千葉県建築審査会に係る傍聴について

### ◎千葉県建築審査会は、原則として傍聴することができます。

ただし、次に掲げる場合には、傍聴が認められない場合があります。

- 1 建築基準法第94条第3項の規定による裁決の評議の場合
- 2 その他議長が公開を不相当と認める場合
  - ・ 審査請求人が傍聴を認めない場合
  - ・ 審査請求の内容等から傍聴を認めることが不相当と判断される場合

### ◎次のいずれかに該当する者は、傍聴することが出来ません。

- 1 酒気を帯びている者
- 2 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- 3 プラカード、のぼり、旗、笛その他会議会場に持ち込むことが不相当と認められる物品を携帯している者
- 4 はちまき、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケン等を着用又は携帯している者
- 5 その他会議の円滑な運営を妨げるおそれがあると認められる者

### ◎傍聴者は静粛を旨とし、会長及び事務局職員の指示に従うとともに、

次の事項を遵守してください。

遵守しない場合には、退室を命じられる場合があります。

- 1 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- 2 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- 3 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- 4 会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- 5 その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

# 傍聴受付簿

☆傍聴を希望される方は、所定の事項を記入してください。

審査会実施日：令和〇年〇月〇〇日

整理 番号	氏 名	住 所	職 業
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			

# 報道受付簿

☆報道関係者の方は、所定の事項を記入してください。

審査会実施日：令和〇年〇月〇〇日

整理 番号	報道機関名	氏名	所在地	連絡先
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				

## 立会人受付簿(請求人用)

☆請求人で立会いを希望される方は、所定の事項を記入してください。

審査会実施日：令和○年○月○日

整理 番号	区 分	氏 名	住 所	職 業
1	請求人本人 その他			
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				